

令和3年 第4回定例会

(令和3年12月27日～令和4年1月19日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和3年第4回定例会会議録目次

第1号（12月27日）（月曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	議案第4号上程	-----	7
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	10

第2号（1月19日）（水曜日）

1.	開 議	-----	1 6
1.	議事日程の報告	-----	1 6
1.	議 事	-----	1 6
1.	一般質問	-----	1 6
1.	質問順位 1 番 宮田幸一議員	-----	1 6
	1 旧環境センターについて		
	(1) 解体されるのか。どうされるのか。		
	(2) 解体するとなれば、その手順は。		
1.	質問順位 2 番 濱門明典議員	-----	2 6
	1 第3回定例会の理事長の答弁について		
	(1) これまでの返答（今の局長を除く）は、受付に会議録があるから全部読んでくださいとの返事であった。また、受付印もくれなかったとの住民からの声があったが、このようなことでよいのか。		
	(2) 平成24年から平成27年度までの他自治体における同規模施設により算定したと答弁されているが、		
	ア どれだけの件数か。		
	イ 処理方式はボイラー式発電設備付きのストーカ式焼却施設だが、これに相当するのは何件か。		
	ウ ストーカ式のプラント工事は、内容は一緒でも建築土木は地域の場所によって施工法方法は変わってくる。全国一律でよいのか。		
	(3) 平成27年から平成28年度の施工実績は何件か。これは全てストーカ式か。		
	(4) 前回の新日鉄JVは今回参加されていないが、どこが変更になり参加できなかったのか。ヒアリングにおいて委員の方から企業体（新日鉄JV阿久根建設、タイセイ工務店）当初にストーカ式焼却施設がないものの、発電整備付き（一般廃棄物焼却施設）の実績を評価され、設計施工への心配はないとの見解を頂き計画し見積図書を作成した。また一回目の参加者が不参加する条件を付けたのか。		
1.	質問順位 3 番 白石純一議員	-----	3 3
	1 当組合での現行以外の事務処理の検討について		
	(1) 将来の少子化で予想される高校の統廃合に備え、2市1町で必要とされる組合立高校の構想を検討する考えはないか。		
	(2) 青少年の人材育成、起業、販路拡大支援、婚活支援などの地域振興の取組を検討する考えはないか。		
	(3) 観光振興のため、当組合を基軸とした公民共創による地域連携DMO（観光まちづくり組織）での取組を検討する考えはないか。		
	(4) 市町税の滞納整理を行う租税債権管理の取組を検討する考えはないか。		
1.	議員の派遣について	-----	4 1
1.	閉 会	-----	4 2

令和3年第4回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
12月27日	月	本会議（第1日）	令和3年度補正予算 （提案理由説明・質疑・即決）	
12月28日	火		※一般質問通告期限（正午）	
12月29日 ～ 1月18日	水 火	休会		
1月19日	水	本会議（第2日）	一般質問 その他	
※会期 12月27日から1月19日までの24日間				

令和3年第4回定例会議案

1. 議案

議案第4号 令和3年度北薩広域行政事務組合補正予算（第2号）

2. その他

議員の派遣について

令和3年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会会議録第1号

令和3年12月27日（月曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員 10名

1 番	濱 門 明 典 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	白 石 純 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	竹 原 信 一 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 高 橋 正 一

次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課主幹兼リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
西 村 典 剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

議案第 4 号

令和 3 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 2 号）

午前10時00分 開 会

《開 会》

(竹原信一議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。これより、令和3年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

《開 議》

(竹原信一議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(竹原信一議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、上須田清議員、3番、池田安彦議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(竹原信一議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(竹原信一議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。

12月28日から令和4年1月18日までは休会とします。

令和4年1月19日は本会議第2日の会議を開き、一般質問を行います。

また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は12月28日正午までとなります。

質問される方は通告書に、所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は本日から令和4年1月19日までの24日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程については、日程第3の補正予算議案の1件とし、即決の扱いとします。

皆様の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(竹原信一議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から1月19日までの24日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(竹原信一議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(竹原信一議長)

これより議事日程により議事を進めます。

《日程第3 議案第4号 上程》

(竹原信一議長)

日程第3、議案第4号、令和3年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

ただいま上程されました令和3年度北薩広域行政事務組合補正予算第2号について、提案理由を説明いたします。

今回の補正予算は決算に伴う純繰越金及び、職員給与費等の調整、環境センターの需用費等の確定見込みなどにより、市町負担金を調整するものです。

それでは歳入歳出予算の補正について歳出から説明します。

12ページをお開きください。

第2款総務費では、154万4,000円を増額するもので、職員手当等の増により職員給与費を調整するものです。

次に、第3款民生費では、221万9,000円を減額するもので、職員給与費の調整のほか、コロナ感染防止のため、介護認定審査会等を対面審査から書面審査に変更したことにより、費用弁償を調整するものです。

第4款衛生費では、4,470万1,000円を減額するもので、職員給与費の調整のほか、環境センター施設管理費では、電気料金及び薬品費の需用費等の確定見込み、並びに、旧環境センター解体計画の見直しに伴う地域計画策定業務委託料の確定見込みにより調整を行うものです。

また、リサイクルセンターの不燃物及び資源化処理費では、鉄、アルミ類等の売却収入の増により、財源変更を行うものです。

これに対する歳入であります。10ページをお開きください。10ページの中段からになりますが、第6款繰越金では前年度からの純繰越金4,418万2,000円を新規計上するものです。

第7款諸収入では、1,760万円を増額するもので、ごみ処理施設の売電収入の増や、リサイクルセンターの不燃物及び資源化処理施設分の鉄、アルミ類、古紙類の売却収入の増に伴い調整を行うものです。

同じページの上段になりますけれども、第1款分担金及び負担金では、これまで説明しました歳入歳出予算の補正に伴い負担金を調整したほか、リサイクル処理施設の起債に係る、地方交付税分が確定したことにより、1億715万8,000円を減額するものです。

以上が補正予算の概要になりますが、今回の補正額は4,537万6,000円の減額で、これにより予算規模は7億6,933万2,000円となるものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

《質 疑》

(竹原信一議長)

これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

(道上正己議員)

ただいま、説明がありました。11ページの雑入のところでお尋ねしたいと思います。
03の売電収入、それから04のリサイクルセンターの不燃物処理施設分、それと、リサイクルセンターの資源化処理施設分の、それぞれ、鉄、アルミ、古紙の単価及び売上げの業者はどこだったのか、お尋ねしたいと思います。

(桐原祐吉施設管理課長)

まずリサイクルセンターの不燃物処理施設分の鉄につきましては、主な業者は、荒川商店さんで、単価は51.3円です。アルミ類につきましては、主な業者は、馬見塚さんで、単価は137.5円です。古紙類につきましては、主な業者は、ヒラヤマさんで、単価につきましては7.6円です。売電収入につきましては、九州電力さんで、単価につきましては、6.51円です。

単価については平均値です。

(道上正己議員)

鉄については、価格高騰がしているということで聞いているわけですが、これらはいつ、何月に売られたのかですね、時期によっても、この単価というのは違ってくると思うんですが。

(柿木彰事務局長)

これまで鉄、アルミ、古紙類については、3か月ごとに定期に入札を実施しまして、見込額で1番高い額を提示した業者さんに売却をしておりました。今年度から、ある程度ストックをして、量の確定をした後、早い場合は、ひと月単位、あるいはその2月単位で量を確定してから入札を実施する方向に切替えました。

この業者さんの御意見を聞きますと、特に鉄、アルミ、古紙類については、相場の変動が大きいことから、見込量で3か月先までの売却は、不安定要素が高いということで、ある程度の価格について上限を設けるのが厳しく、見込みが難しいということでした。

このようなことから、量を確定した後、売却する方式に変えたことで、今回の単価収入増につながった一因であると考えております。

(竹原信一議長)

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

《委員会付託の省略》

(竹原信一議長)

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

《討論》

(竹原信一議長)

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

討論なしと、認めます。

よって本件は、討論を終結します。

《表決(簡易)》

(竹原信一議長)

これから、議案第4号、令和3年度北薩広域行政事務組合補正予算(第2号)についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(竹原信一議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

第2日の会議は、1月19日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時13分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員

令和3年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会会議録第2号

令和4年1月19日（水曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員 10名

1 番	濱 門 明 典 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	白 石 純 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	竹 原 信 一 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 高 橋 正 一

次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課主幹兼リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
西 村 典 剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

一般質問

議員の派遣について

午前10時00分 開 会

《開 議》

(竹原信一議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。

これより、定例会第2日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(竹原信一議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(竹原信一議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

(竹原信一議長)

日程第1、一般質問を議題とします。

本定例会の質問通告者は3名です。

一般質問に入ります。

質問者の発言時間は、40分以内とします。執行部は、質問の意図を理解し、時間の浪費につながる繰り返しの答弁をすることなく、簡潔かつ、的確に答弁することを求めます。

通告に従い、8番、宮田幸一議員の質問を許します。

(宮田幸一議員)

おはようございます。

令和3年12月24日、政府は閣議で、一般会計の総額が過去最大の107兆5,964億円となる来年度、すなわち令和4年度予算案を決めました。これは、4年連続で100兆円を超えます。中身に目を通すと、主な歳出は社会保障費、いわゆる団塊の世代が75歳以上に入り、医療や介護が増えることで、今年度よりも4,393億円多い36兆2,735億円、防衛費が今年度よりも542億円多い5兆3,687億円、国債の償還や利払いに充てる国債費が今年度よりも5,808億円多い24兆3,393億円となっています。

一方、歳入は、税収が新型コロナで落ち込んだ企業の業績が回復傾向にあることなどから、今年度を上回る65兆2,350億円としています。これに伴って、税収などの不足分を埋めるための新規国債の発行額は36兆9,260億円と、2年ぶりに前の年度の当初予算を下回る見込みであります。ただ、歳入全体のうち、国債で賄う割合、いわゆる公債費依存度は34.3パーセントと、依然として国債発行に頼る厳しい財政運営が続いています。

注視すべきは、日本のどこでも、一定のサービス水準が維持されるよう、国が調整して、地方自治体に配分する経費である、地方交付税交付金の一般会計に占める割合が15パーセントなどに対し、国債費は22.3パーセント、占めていることです。すなわち、国の借金が多いと

ということなので、調べてみると、財務省が令和4年1月10日に発表した国債等、借入金、それと政府短期証券を合計した、いわゆる国の借金が2021年3月末に1,216兆4,634億円になったという記事に到達しました。日本の借金は、世界で見るとどれぐらいの位置なのかと追及したら、政府総債務残高を対GDP、国内総生産比で比較するのが一般的ということなので、日本のGDPはおよそ560兆円ですので、日本国の借金で計算すると、237.96パーセントで断トツの世界一の借金国であることが判明いたしました。岸田内閣は、国債の発行残高が今年度末に初めて1,000兆円を突破する見通しで、財政健全化の指標の一つである、基礎的財政収支について、国と地方を合わせて、2025年度に黒字化する目標を掲げていますが、この目標年度を引き続き堅持するかも、今後の財政運営上の焦点になります。

また、我々、自主財源不足で、依存財源である地方交付税に頼っている地方自治体の財政運営は、さらに厳しさを増すものと思います。

一方で、鹿児島県総合政策部統計課の報告によりますと、最も新しい国勢調査人口を基に、鹿児島県の推計人口は、令和3年12月1日現在で157万5,306人で、戦後最少であり、自然動態は出生1,027人、死亡1,894人で867人の減少、社会動態は転入1,543人、転出1,321人で222人の増加であり、令和2年12月1日時点と比べて、1万1,748人の減少となっています。正に内閣府の所有しているビッグデータが示す鹿児島県内43市町村のうち、地方自治体として生き残れるのは8自治体にとどまるというデータが、近い将来、現実味を帯びてきます。

さて、去年は国の不誠実が露呈した年でもありました。財務省の決裁文書改ざんに関与させられ、自殺した赤木俊夫さんの妻が裁判所に提訴されましたが、国は金を払うことで、真相はやぶの中となりました。国の統計の中でも、特に重要な基幹統計の一つ、建設工事受注動態統計の改善について、国土交通省は、なぜ、不適切な統計をしなければならなかったのか。第三者委員会で検証した結果を、令和4年1月14日、報告書にまとめ、齋藤国土交通大臣に提出しました。再発防止にどう生かされるかが課題です。

また、文部科学省は、高校入試、大学入試に際し、コロナ禍であるにもかかわらず、受験日を設定し、その日以外の受験はできないとしていたのを、岸田総理が躍起になって、コロナ禍対応策として、柔軟にする受験要領を設けることなどなど、行政の不誠実な対応が問題視されました。そういう状況下で、質問をしてみたいです。

旧環境センターについて、1、解体されるのかどうされるのか。2、解体するとなれば、その手順について尋ねますが、この質問のきっかけとなる事件が、今から25年も前にありましたので、長くなりますが、その点から、まず申し述べます。当時、東干拓に建設中だった、し尿処理センター、今の衛生センターですが、交通事故があり、現場作業員の事故対応が悪いということで、被害者の家族が、労働基準監督署に訴えられ、調査したら、元請のプラントメーカーはいずれ、下請のゼネコンと地元業者のみの工事だったため、建設業法に抵触するとの理由で工事中止に至りました。そこで、北薩広域行政事務組合理事長である、当時の出水市市長が、広域行政の局長と建設業の責任者である市の課長を市長室に呼ばれ、プラントメーカーの工事現場所長に厳重注意するよう命じられました。そのとき、なぜか、北薩広域行政事務組合理事長であった、私もおりましたので、車は別々でしたが、3人で、し尿処理センター、工事現場事務所に行き、広域の局長と建設事業責任者の課長が、プラントメーカーの所長をなじったところ、所長いわく、「あなた方にもこう言われる筋合いはない。何のためにおたくの市長に3,000万円渡してあるのか」と逆に怒られました。局長と課長は、すぐに私の顔をしまったと

いう表情でのぞき見をされました。その当時は、北薩広域行政事務組合の事務所は、出水市役所内にあり、また、議会事務局はなく、広域の局長に質問の通告書は提出する仕組みになっていましたので、3,000万円の件を知った直後の広域議会での通告書を局長に提出しましたが、受理していないということで、私の質問は許可されませんでした。そこで、次の広域議会の折、通告書を提出する際に、証拠となるよう、通告書のコピーを取りましたが、またもや、受理していないとされ、質問することは、かないませんでしたので、何度となく、局長とやりとりをしても、局長の返答が曖昧で、釈然としないので、私が局長の椅子を蹴ったことが、私が刑務所に行く発端となった事件です。後で分かったことですが、このときの通告書は、市長が、私の家の郵便箱に返却していたとのことでした。その後、川内地方検察庁での取調べが行われるわけですが、私が川内警察署に留置されているとき、私の信頼している出水市職員の方が、偽名を使い、面会にこられ、「あなたの逮捕で出水市は、蜂の巣をつついたような、大変な大騒ぎとなっている。お願いだから、あなたの知っていることは、墓場まで持って行ってほしい」と言われたその日の午後、川内地方検察庁へ連れて行かれ、担当検事に「君の事件なんて私にとっては何の興味もない、私は、警察からの情報として、市長の汚職に興味がある。知っていることを全て話せば、不起訴処分とするが」と誘われましたが、自分のことのみで処分されることを望み、何も言いませんでした。結果として、裁判になり、出水市職員数名が証人として証言されましたが、局長は除かれていました。警察の取調べ調書にも、出水市職員10数名の記名がありました。有罪が確定し、大分刑務所を出所した後の市議会議員選挙で当選した私の住むアパートの通路には、23名の出水市職員が午前7時前から列をなしていて、1番前にいた職員は、私が家のドアを開けた途端、すぐに土下座をして、大声で泣き叫び、「裁判所でうその証言をしてすみませんでした。私を許してください」との大声に、私の妻が出てきて、「当選祝いで、朝6時半に帰ってきました。眠いので帰ってください。主人は刑務所に行ったんですよ。謝られても、もう遅いですよ」の一言で、全員、帰って行かれました。ちなみに、23名の出水市職員の人は、大半が早期退職をされました。昨年の衆議院議員選挙の頃、私の友人から、その友人というのは、先ほど申しましたけど、土下座をして、泣き叫びながら、わびられた元出水市職員の先輩だったと、初めて知ったのですが、「その市職員は、妻にも逃げられ、罰が当たったと嘆き、うつ病になり、不幸な人生を送っている。もう20年以上たっているから、宮田さん、許してやってほしい。その職員だった人の心労は、うその証言を強いた、当時の市長が90歳過ぎても生きることと、うその証言で刑務所に送った議員も生きるので、それを見聞きするだけで胸が痛いと言っていて、見るのもかわいそうだ」と言われ、私は過ぎたこととして、何とも思っていなかったのですが、その当時を知っている市職員のOB数名から、もう二度とそういう市職員を出さないために、ぜひ広域議会で、執行部に警鐘を鳴らしてほしいとの意向を受けて、この質問に至っております。

現在私の耳には、複数の情報やうわさが入ってきます。出水市のある建設業者が、旧環境センターの解体工事をするということになっているという情報などです。し尿処理センター工事のときと同じような状況かなと、出水市OB職員も心配されていました。うわさに止まれば心配は全くないのですが、確認の質問でもあります。旧環境センターは、解体されるのか。現在、解体のための国の助成金、手続中なのか。解体するとなれば、その手順についてお尋ねいたします。明快な答弁を期待いたします。

以上です。

(椎木伸一理事長)

宮田幸一議員の御質問にお答えします。

旧環境センターの解体につきましては、これまでも、令和3年第2回定例会における議会全員協議会、総務委員会及び令和3年8月25日に開催されました総務委員会による現地調査でもお答えしてきましたとおり、一般廃棄物処理施設という建物の特殊性、今後の維持管理費、国からの廃焼却炉の円滑な解体を求める通知及び、早く安全に解体してほしいという地元の声から、解体することとしているところであります。

次に今後の計画等についてであります。これにつきましてもこれまで説明してきましたとおり、令和3年度に、国の循環型社会形成推進交付金の申請に必要な地域計画を策定し、令和4年度は解体に係る事前調査及び発注仕様書の作成並びに解体跡地に整備するストックヤードの実施設計を計画しておりまして、令和5年度から令和6年度にかけ、解体工事を行い、最終年度となる令和7年度にストックヤードの建設を行う計画としております。

また財源等については、構成市町の負担軽減を図るため、国の交付金対象となる、廃焼却炉の解体、ストックヤードの整備及びそれらに係る計画支援事業については、循環型社会形成推進交付金や一般廃棄物処理事業債を活用し、交付金対象外となる旧粗大ごみ処理施設及び管理棟の解体については、公共施設等適正管理推進事業債の活用を考えております。

なお、解体工事等に係る業者の選定方法につきましては、今後指名委員会で、検討していくこととなります。

以上です。

(宮田幸一議員)

今の答弁で旧環境センターは解体されるということは分かりましたが、手続の部分を知っていると、入札を行っていくということは説明されましたが、入札のやり方には、いっぱいあることも御存じだと思いますが、大きく分けて、聞くと、一般競争入札なのか指名競争入札なのか、指名競争入札の中にはまた3種類の種類がありますが、どの方法でやっていかれるのか教えていただきたいと思っております。

(柿木彰事務局長)

具体的な入札方法についての御質問だと思っておりますが、先ほど、理事長から答弁がございましたとおり、そのことについては今後の指名委員会の中で、検討協議していくものとしております。指名委員会の所掌事務の中にも、入札方式の推薦に関する事というものが明記されておりますので、その中で議論していくべきものと考えております。

(宮田幸一議員)

そうすると今の段階では、指名競争入札なのか、一般競争入札なのか、ということはもう全く分からないというふうに理解してよろしいですか。

(柿木彰事務局長)

現時点では決まっておりません。

(宮田幸一議員)

そうなると逆に言いますと、今は指名競争入札と言われましたけども、そのほかにやり方があると思うんですが、例えば、プロポーザル方式でやっていくということも一つの方法だと思うんですが、この旧環境センターの解体工事というものは、プロポーザル方式ではなじまないというふうにお考えでしょうか。

(柿木彰事務局長)

入札方式につきましては一般競争入札、指名競争入札、また、今、先ほどありました、プロポーザル方式によるもの等ございます。いろいろな選択肢があるわけですが、その選択肢をこの場で、排除するものではございません。その選択肢の中で、適切な方法を指名委員会の中で協議していくということでございます。

(宮田幸一議員)

排除しないということですので、さらにお尋ねしますが、なぜ私がこのプロポーザル方式はなじまないのかと聞いたのはですね。申しますと、御存じのとおり、もう皆様、既に御承知だと思いますが、プロポーザル方式では、企画競争入札とも言いますけども、発注者が提示する予算の範囲内で、企画や、技術提案をしてもらう方式ですので、逆に言いますと、複数の業者から企画や技術を募り、その中から、企画内容や、業務遂行能力が優れていると判断した業者と契約を締結できるから私はそう申し上げてるんですが、今、あらゆる方法は排除しないと言われましたので、さらに尋ねますが、もしこのプロポーザル方式を取り入れるとした場合に行政側の方にプロポーザルの企画力や、技術提案をされた場合に、どう言えばいいのかな、その審査を判断できるだけの知識、能力が備わった方がいらっしゃるんだというふうにこちらは理解してよろしいでしょうか。

(柿木彰事務局長)

まだ何も決まってない段階で仮定の話をするのはいかがかと思いますが、それぞれの入札方式において、メリット、デメリットがあるわけでございます。

今回は廃焼却炉の解体という特殊な施設ということで、その辺を加味して、具体的な方法を検討していくと、仮にプロポーザルとなりましても、当然、専門家、知見、必要でありますので、仮にそうなった場合はですね、学識経験者とか、そういう方の委員会を立ち上げることになるだろうと考えております。

(宮田幸一議員)

はっきりしないことについてとおっしゃいましたけれども、どれが選ばれるか分からなくても私どもは聞かなきゃいけないんです。なぜかということ、私の知る限り、プロポーザル方式を採られた場合に、提案された企画力や、技術能力というのを、言えば、審査判断できる職員は残念ながら我が出水市役所内にはいらっしゃらないので聞いています。阿久根市、長島町にいらっしゃるかどうか私は存じませんが、そういうことなので、やはりそこまで念を入れて聞かないと、私が先ほど壇上で申し上げました、例えばじゃあ、いろんな問題があったときに議会

はそれを知る部分がなくなるわけです。あくまでも執行部の方で、入札のことをされてその経緯ってのが見えてきませんので、私は念のために、先ほどなぜ壇上でああいうことを言ったかという、透明性の確かな行政運営してもらいたい。なおかつ、こういう事業というのは、地域住民、ここは構成市町が2市1町ですので、その地域住民の税金を使って行う事業ですので、私ははっきりと透明性の高いものにして、地域住民が納得する、要するに入札方法をはじめ、解体工事に移っていただきたいということからこう申し上げているわけですので、他意はありませんので、真摯にお答え願いたいと思います。

先ほど、答弁の中で、それぞれの方式にはメリット、デメリットがあるとおっしゃいました。おっしゃいましたのでお尋ねします。じゃあ、一般競争入札にした場合のメリット、デメリット、指名競争入札にした場合のメリット、デメリットを教えてください。

(柿木彰事務局長)

入札方式については基本的には、一般競争入札が大原則でございますが、それを派生する形で指名競争入札があるというふうに理解しております。どちらも基本的には価格競争でございます。ただし、先ほど宮田議員からありましたプロポーザルについては新しい施設、庁舎、あるいはその美術館等を建設する際に、意匠、デザイン、そういったものについてはプロポーザルの方がなじむでありましょうけど、基本的にはですね、我々の業務の中では、その目的となる業務を一番経費の掛からない方法、また、適切な方法でやっていくということになりますので、いろいろな方法がございますが、個々具体的なメリット、デメリットについて、言及できない部分もございますけど、我々がする、ダイオキシン類を内包する廃焼却炉の解体に向けてですね、適切な入札方法を考えていきたいと考えております。

(宮田幸一議員)

私が求めてない答弁の中で、一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式、それぞれにメリット、デメリットがあると言われて、よく勉強してらっしゃるんだなと思ってさらに追究で聞いたら、何か訳の分からない何がメリットで何がデメリットなのか、よく分からなかったんですが、すいませんがもうプロポーザルはいいですから、もう1回、一般競争入札と、指名競争入札のメリット、デメリットを教えてくださいませんか。

確かに、局長がおっしゃったようにですね、私、国の国土交通省の範囲内で出しているものの、資料を調べてみました。それにはこう書いてあります。官公庁が民間企業と契約するとき、地方自治体も一緒ですが、契約の相手方は、公平公正に選ばなければならないので、相手方を選ぶための契約方式は、一般競争入札が原則となっていますというのがあります。でもこの原則なんだけど、原則でない、指名競争入札をしたりするには、それぞれにですね、メリット、デメリットがあるからやっているんですよ。だから僕が求めてない答弁の中で、それぞれにメリット、デメリットがありますと胸を張っておっしゃったんですから、そのメリット、デメリットをもう一度教えてくださいませんか。

(柿木彰事務局長)

メリット、デメリットでございますが、まず一般競争入札とプロポーザルについてはですね、いわゆるその一般競争入札ほど、建設費を重視したものでございます。また一般競争入札のメ

リットとしましては、競争環境を確保することで、建設費を重視した業者の選定を行うことができるというメリットがある一方、建設費だけで落札費を決定するため、必ずしも十分に技術力の評価ができないというふうなことが一般的に言われております。価格競争指名競争入札も一緒ですので、メリット、デメリットは同様だと考えております。

(宮田幸一議員)

外れてはいないんですが、正確に言いますと一般競争入札は、参加資格をクリアしている業者であれば、誰でも入札できるため、幅広く参加者を募集できるというメリットがあるのと同時に、最も安い価格で取引できることから、税金を使用する官公庁や地方自治体では、主流になっていて、公平性や透明性が高い入札が可能となることから、納税している地域住民に納得してもらいやすく、また、新規の優良な取引業者を見つけるきっかけにもなるという、特典があります。

逆に言うと、今度はデメリットとしては、その、落札された会社の要するに、技術能力とか、それから工期の関係だとか、スケジュールが予測できないという、欠点があることも事実です。

それとですね、全く同じようだと言って、全く違うんですよ、同じじゃないです一般競争と指名競争入札は。いいですか。指名競争入札の場合は官公庁や地方自治体があらかじめ選んだ業者だけで競争入札を行う方式ですので、案件に対して一定の実績や技術力があるとみなされた業者だけが入札に参加できるという特徴があることから、その技術力とか、そういうものは保証されてると、ある部分ということなんです。

その代わり今度はデメリットとしては、新規参入企業は、指名がされにくいという点とですね、これから1番大事なんです、言わば談合の巣窟になっているという指摘が多くて、今、国をはじめとする官公庁ではですね、やっぱり指名競争入札はやめた方がいいんじゃないかという声が大きくなっていることも事実です。そのためにですね、指名競争入札の中に3種類あるのをまず御存じかどうかそれをお尋ねします。指名競争入札には3種類ありますので。

(柿木彰事務局長)

3種類については、知っておりません。

(宮田幸一議員)

指名競争入札といいましても幅広ございまして、公募型指名競争入札というのがまず1点目にあります。それ2点目にはですね、簡易型の公募指名競争入札となります。3つ目には、工事希望型指名競争入札というのがあります。

でも、一般的にやってるのは、1番普及しているスタンダードのものといえば、希望型指名競争入札です。希望型指名競争入札というのは、言葉を変えれば、公募型指名競争入札もいいんですが、そういうやり方があるって、その3つの方法を知らなくて、何も排除するものでありません。これから決めるんですというのであれば、やはり、いろんなこのやり方があるということを知って、私に答弁してくださらないと、こっちはどんな、入札方式を採るのかと思ってさんざん調べてきたけど、私とは対等に質問と答弁がかみ合わないということになるんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

(椎木伸一理事長)

入札方法についてはですね、答弁でも申し上げましたように、指名委員会で、今後、決定していく予定でございます。スケジュールにつきましても、解体は5、6年度ということで先ほど説明いたしましたけれども、その前にですね、指名委員会で決定するスケジュールとなっておりますので、議員指摘のような、いろいろなケースも中に入れてですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

(宮田幸一議員)

その指名委員会というものは、行政でどのような方々に指名委員会を作って行かれるんですか、行政の内部で作られるんでしょうか。それとも第三者的に作っていかれるのか、教えてください。

(柿木彰事務局長)

指名委員会は構成市町と同様の内部の機関でございます。金額に応じて、併任発令をしている職員を含めたところで、指名委員会の構成メンバーとなっております。

(宮田幸一議員)

そう答弁されるだろうと思いましたが、そこなんです。1番困るのは、だから指名競争入札のですね、弊害というものがやっぱり言われていまして、それはなぜかという、確かに指名競争入札は、過去の業績や、技術の高さで指名できることから、評価の高い業者を指名できる点と、発注者の希望が明確で、受注業者の技術力や実績も保証されているので、コストやスケジュールが予想しやすいという先ほど言ったメリットがありますが、いいですか。逆に、指名の際の選定基準について、明確なルールがないことによる発注者の恣意性を問題視する事例が最近増えてきております。恣意性で分かるでしょうか。要するに行政内で指名委員会を作るわけですから、恣意的、その業者にとって、業者が、例えばその行政マンに対していろいろ貢献度がある何とかって今言葉はちょっと難しいですけども、先ほど私が申した事件のように、その最高権者に対する人に、それなりの応援とか、応援というのは、選挙の票だけじゃなくて資金という面もですが、そういうことを示しております。その恣意性が問題視されて、今問題になっているところは、数は増えております。同時に、参加者が少数になるために、談合をしやすくなって、入札価格が高止まりするという欠点もあるんです。ですから、その指名委員会と言えど何かえらい公平にやっているように見えますが、実は内部でやっているわけですので、行政の恣意性が色濃く反映されるという欠点があるということなんです。これは国の方も指摘しています。ですから、私はあえて聞いているんですが、あくまでもここまで私が申し述べても、指名委員会は、行政内の内部だけでやっていかれるおつもりなんですか。

(柿木彰事務局長)

今後の発注業務についてもですね、現行の規定の範囲内でやっていくつもりでございます。

(宮田幸一議員)

私がいろいろと調査して、国交省関係の資料から農林水産省もですが、調べたのに対してするとですね。ここに一つの例としてあれしますが、発注者の申請を問題視する事例が少なくなりまして、指名に漏れた業者の中には、行政の恣意的な指名要件により、自らが排除される業務の受注機会を失ったとして、発注者に対して、裁判を起こす事例がだんだん増えております。入札の際に、信用度等が重視されるがゆえに、価格の競争が起こりにくくなり、参加者数が少数になるために、談合が起こりやすいということも指摘をされています。また、極端に言いますと、そこに書いていた文言の資料を見ますと、官製談合の温床となっているとの指摘もあり、官製談合による公務員の逮捕は、2010年代以降もさらに増えていて、あとは絶えないということの指摘をされております。このためにですね、やっぱりこれを防がなきゃいけないと、というようなことも、言われているわけですので、私は、できれば勉強されてですね、公募型の指名競争入札を検討されることを進めたいと思いますが、それはそれとして検討していただくとしてですね。

私が今る国が示した、こういういろんな事例があるよということをしてですね、防ぐための、地方公共団体における入札監視委員会などを特に第三者機関で作ったものでいいんですが、第三者機関の運営マニュアルを、広域行政事務組合ではどう対応されていかれるのか教えていただけませんか。

(柿木彰事務局長)

宮田議員の言わんとするところはですね、公正かつ説明責任を果たした入札をしなさいということだと思います。現行の規定の範囲内ですね、それは当然、注視すべき事項ですので、やっていきたいと考えております。

また、その入札の適正化を求める第三者委員会についてはですね、私はその現在の状況、国の動向等は知らないところであります。

(宮田幸一議員)

じゃあ内部で指名委員会を作って、その内部の指名委員会が、先ほど答弁されたように公平で公正で透明性のある、ちゃんと業者選定をしているのかどうかというのに対しては、誰が監視するんですかね。

(柿木彰事務局長)

一般的にですね、行政の執行監視役というのは、議会の権限もあろうかと考えております。その指名委員会においてですね、当然、指名委員会というのは、入札契約の予算の執行の延長上にあることですので、いわゆるその権限を有している者の範疇にある作業だと考えております。

当然その監視委員会があるからないからということではなくてですね、その入札そのものについては適正に行うことが大前提であります。

(宮田幸一議員)

実を申すと、ここの建設のときにもいろんな問題がありました。そのために、中身まで言っていないのかどうか分かりませんが、その方まだ、現職でいるかな、出水市に、ここの局長をし

ていた人は、途中で、長期で休まれました。それぐらいいろいろなことがあるんです。なぜかという、私は聞きますと、構成市町の中では、プラントに関する知識を持った方、私も持っていません。どなたもいらっしゃいません。ですから、ここにいくら出向しても、プラントに関することは何も分からなかったから、要するに、コンサルタントの言いなり、そのコンサルタントとひものついた業者が、言葉悪いですけど、ここを取ったと私は認識しております。それはもう福岡でも大変有名な話でありまして、だから、非常に困るんですよ。だから私が先ほど壇上で言ったようなことが平気で起こったわけです。それを要するに警鐘を鳴らして欲しいという、出水市OB職員の願いを込めて私この場に立っておりますので、そしたら、行政内にあるんだからと、行政内で、指名委員会を開催して悪いことしなければ、先ほど私が国の事例言ったように、逮捕者はいないわけですから、そういうことがありうるわけですから、人間は神様じゃない限り、間違ったことをするということもありうるわけですので、そうなりますと、私に言わせれば、先ほど言いましたように、入札監視委員会などなるものを、名前はなんでもいいですけど、そういうものを私は設けるべきだと思うんですが、それは設けるつもりは全くないんでしょうか。

(椎木伸一理事長)

私どもは先ほど事務局長が申しあげましたように、地方公務員として、このいわゆる税金の予算の中です、できるだけ少ない予算で最大の効果を発揮するという、使命も帯びておりまして、公平、公正、適法に執行することが大原則でございますので、その大原則の下で、規定の中の指名委員会等のいろいろなルールがありますので、そういったルールにのっとって所期の目的をですね、入札の目的を達成できるように、適法にやっていきたいというふうに思っております、おっしゃるような第3委員会的なですね、設置については、これまでも設置せずに、公平性を担保してきておりますので、今後もそのような方針でまいりたいと思っております。

(宮田幸一議員)

私がさっき壇上で申し上げたその方も理事長でしたので、同じような答弁をされました。でも実際はあったわけです。だから、転ばぬ先の杖といえど大変、行政に対して失礼な言葉なのかもしれませんが、私は、地域住民からしてみれば、やはり公平で公正で透明性の高い入札制度を確保してもらいたいと思います。

それをどうしてもしないんだということであれば、一般競争入札のいいところと、指名競争入札のいいところを交わせたような先ほどちょっと言いましたけど、これから勉強していただければありがたいんですが、公募型指名競争入札を取り入れていくことによって、少しはその辺が薄まる、要するに、指名委員会のされるのが公平公正な方に、なおかつ透明性も保たれるんじゃないかなあという制度に1番近いのが、私は公募型指名競争入札と思っておりますので、それを取り入れる考えはあるのかないかお聞かせください。

(椎木伸一理事長)

はい、先ほども答弁いたしましたけれども、入札の方法等についてはですね、今、宮田議員御指摘の方法等も含めて、指名委員会の中で検討すべきものというふうに考えております。こ

れまでの経緯等についてはですね、私どもは何ら、存じ上げておりませんので、申し添えさせていただきます。

(宮田幸一議員)

だから多分、自分たちは知らない頃のことだと言われるだろうと思って、私今日わざわざ質問したわけです。ということは、そういうことは過去にあったということです。私がいた頃、当時の世間の風評とかいろんなのがあったときに、私が今でも記憶しているのは、北薩広域行政事務組合というのは、汚職の巣窟だと言われたんです。それぐらい酷かった。

私は今回質問したのは、そういう意味で、先ほど言った、紹介した私に土下座して謝られた方は、正直言いましてお若いのに、私が2度目の当選を果たして、3か月か4か月したらもう辞められました。当時の市長と喧嘩して、当時の議会事務局長も、昔から議会にいらっしゃる方は御存じですが、市長と市長室で大喧嘩をして、辞表提出されて辞められました。ほとんどの方も辞められています。定年を全うされてないんです。だから、そういう悲しい市職員を誕生させないで欲しいというのが、出水市OB職員の願いでしたのでこういうことをしました。

そこで、とにかく地域住民に疑いを持たれるような入札方式ではなく、地域内業者にとって、公平、公正で透明性の高い入札方式を採用されると同時に、第三者機関による入札監視委員会を設置して、地域住民の税金を使用する事業となることを願い、私の質問を終わります。

(竹原信一議長)

次に、1番、濱門明典議員の質問を許します。

(濱門明典議員)

8番宮田議員の高度な一般質問がありました。非常にやりにくいんですけども、私なりにやっていきたいと思えます。

前回のですね、一般質問をさせていただきましたけれども、それに対してですね、ちょっとばかり不思議だなとか、そういうところをもう1回質問させていただきます。

本当にですね、行政側というのはですね、住民に対して本当に真摯にやってるのというのは、一番疑問ですね。さっきも議員が言われたように本当に行政側というのが、灰色の部分がありましてですね。あとそこはちゃんと話されているのかな、答弁されているのかというのは、非常に私もこの広域に来て、まだ阿久根市でもですけどそういうところがあったりします。

非常にですね。明快な答弁をお願いしたいと思います。

これまでの前回のですね、理事長の答弁についてです。まず、これまでの局長の対応では、今の局長を除いてですね、受付に会議録があるから、全部読んでくださいというような返事だったと、また受付印も押してくれないような、行政側であったと、そういうことであります。

2番目にですね、24年から27年までの、他自治体における同規模施設により、算定したと答弁されていました。どれだけの件数があったのかということと、処理方式やボイラー式発電設備付きのストーカ式焼却施設だが、これに相当する施設は何件あったのかということです。

あとストーカ式のプラント工事は、内容は一緒でも、建設、土木、地域、場所によって、施工方法が変わってくる。全国一律でよいのか。そういうことですね。

3番目に、27年度から28年度の施工実績は何件か。これはストーカ式であったのかという

ことですね。

また、4番目に、前回の新日鉄J Vは、今回参加されていないが、どこが変更になり、参加できなかったのか。またヒアリングにおいて、委員の方から、企業体、新日鉄J V、阿久根建設タイセイ工務店、当初にストーカ式焼却施設がないものの、発電整備付き一般廃棄物焼却施設の実施を評価され、設計施工の心配はないとの見解をいただき、計画見積書を作成した。また、1回目の参加者が、不参加する条件を付けたのかということですね。もう1回ですね、答弁をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

(椎木伸一理事長)

濱門明典議員の御質問にお答えいたします。

職員の対応につきましては常々、住民目線で丁寧に対応するよう指導しております。当時そのようなことがあったことは誠に遺憾であり、今後とも、住民に対し、説明責任を果たし、丁寧に対応するよう指導してまいります。

次に、見積り上限額の算定に当たって、参考とした、他自治体の例についてお答えいたします。質問のありました平成24年度から27年度の参考事例は全部で9件であります。都道府県名、自治体名及び、1日当たりの処理量の順にお答えいたします。

まず1件目が新潟県村上市で日量が94トン、2件目が栃木県小山広域保健衛生組合で日量が70トン、それから3件目が秋田県横手市で日量が95トン、4件目が長野県湖周行政事務組合で日量が110トン、5件目が高知県香南清掃組合で日量が120トン、6件目が京都府木津川市で日量が94トン、7件目が長野県南信州広域連合で日量が93トン、8件目が石川県小松市で日量が110トン、9件目が最後ですけれども、福島県須賀川地方保健環境組合で日量が95トンとなっております。なお、いずれも処理方式はボイラー式発電設備付きストーカ式の焼却炉となっております。

次に、平成27年度から28年度の参考事例としたものは、全部で2件であります。1件目は、先ほど最後の事例としてお答えしました、福島県須賀川地方保健環境組合の日量95トンです。2件目は長野県佐久市・北佐久郡環境施設組合の日量110トンで、いずれも処理方式は、さきの事例と同様で、ボイラー式発電設備付きストーカ式焼却炉となっているところです。

次に、他の自治体の例を参考とした理由についてお答えいたします。焼却処理施設はほかの都市施設と違いまして、複雑かつ大規模な技術システムから構成され、プラントメーカーが独自の技術、特許、ノウハウを持っていることから、同一規格はございませんで、公共単価もありません。また、環境省から示された廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きにおきましても、性能発注方式を基本とする廃棄物処理施設建設工事に当たっては、他市町村の既に契約した類似工事等から、より客観的なデータを用いて、予定価格を積算することが適切とされているところです。このことから、本組合におきましても、他自治体の例を参考にしたものであります。

なお本組合の新環境センターのように、立地条件として大規模な造成工事が必要な場合は、施設の建設工事とは別に、造成工事が発注されておきまして、また、大規模な造成工事が必要なケースにおいては、一般的に、ごみ処理施設建設工事に占める地盤改良等の土木工事費の割合は低く、建設工事費への影響は少ないものとされております。

次に、入札条件等の変更についてお答えいたします。平成 28 年 8 月の入札公告では、発電付き一般廃棄物焼却施設としていたものを、工事費の高騰等を理由に、応募業者が辞退し、入札中止に至ったことから、施設規模、見積り上限額等を見直したものであります。当初の計画から施設の完成予定が 1 年延びまして、これ以上の遅れが許されない中で、確実な応札、工事の施工を担保するため、平成 29 年 10 月の入札公告では、ボイラー式発電設備付きストーカ式焼却施設と変更したものであります。

以上でございます。

(竹原信一議長)

ここで暫時休憩いたします。

11 時 5 分まで休憩します。

午前 10 時 55 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

(竹原信一議長)

再開いたします。

(濱門明典議員)

以前の局長の態度についてはですね、今の理事長の答弁で、今後はそういうことがないようにするというので、答弁いただきましたが、実際ああいうことと私も阿久根市役所に行ったときにやっぱり、その課長連中の言葉というのに、かちんとくるときがあります。やっぱりそこまで、何でかという、やっぱり市民住民の目線で、物事を考えてない、自分たちの職を全うしてない職員が多いんですね。この事務局というのは私もいろいろ手伝ってもらったりしていますけども、非常によくやってくれていると思います。そういうことで、本当にこう我々は、市民に選ばれた住民ですので、本当に上に立つ者というのは、下部でなきゃいけないんですね。市長って市民の下部なんです。我々もそうなんです。そういう感覚を持って物事をしないから世の中がおかしくなるというのは私はいつも思っています。そういうことで、今後も理事長もですね、この運営に当たっては、住民目線でやっていただきたいなと思います。

2 番目に移りますけれどもそういうことですのでですね、理事長、もう 1 回ですね、そういう思いでやってくださいますか。

(椎木伸一理事長)

先ほど答弁いたしましたように、議員御指摘のようなことでですね、住民目線で親切丁寧な、説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えておりますので、これからも職員と共にですね、そういう取組をしていきたいというふうに思います。

(濱門明典議員)

ぜひそのように進めていただきたいと思います。そうすると明るい、北薩広域の行政というのはやっていけるんじゃないかと思しますのでよろしく願いしておきます。

同規模の施設が9件あるということで、ここらのですね、その工事金額とかそういうのがわかればよかったです、そこらのところはどうか。

(柿木彰事務局長)

この件につきましてはですね、当時、平成29年7月12日の議会全員協議会で、先ほど理事長から答弁がありました自治体の一覧表にしたものを、お配りをして答弁をしております。当時の資料が残っておりますので、濱門議員が御希望であれば後ほどお配りしたいと考えております。

(濱門明典議員)

非常に同規模程度の工事だということですが、そうだとでもですね、阿久根のこの広域のですね、この施設なんですけれども、場所によったりそういうのによつてですね、やっぱり建設費っていうのはやっぱり違って、プラント自体は同じプラントであってもですね、工事とかそういうのになれば、その地域性やそういうのがあってまた変わってくるかと思うんですが、そこらのところは検討されたんですか。

(柿木彰事務局長)

参考とした構成自治体からですね、工事費の内訳書をもらったわけではございません。ただあの当時、結局こちらが、最初は90トン、見直し後は88トンでございましたが、そこに類似する施設の建設費から1トン当たりの建設単価を出しまして、それに、こちらが、当時は90トン、見直し後が88トンを掛けて、大まかな建設費を出したという経緯でございます。

(濱門明典議員)

非常にそこらのところが平均してされたということなんです、そこらでですね、こう、今、2市1町のこの施設なんですけれども、非常に、いろいろな、なんていいますかね、はっきりしない点があってですね。そういう、建設のそういうことに関しては1トン当たりのあれを出して、88トンを掛けたということですのでそれでいいかなと思います。

あとボイラー式発電付きのストーカ焼却施設だということなんです、ここはですね、ほかの9地区のですね、プラントというのもやっぱり同じボイラー式だったんでしょうか。

(柿木彰事務局長)

先ほど理事長から答弁がございましたとおり、当初の65億円の9例、また、82億円で参考とした2例についても全てですね、ボイラー式発電設備でございます。

(濱門明典議員)

そういうことであれば、いいかと思ます。

28年度の入札の時、辞退されたということで、新日鉄の方が辞退されたということなんです、それに関してですね、また今度は82億円ということで試算を出されていたんですが、そ

の時、初めての入札された新日鉄さんが、これは自分で辞退されたのか、またそういう辞退しなきゃいけないような条件を付けられたのかですね。そこらの何らかの、あれがあったのかそこらちょっと教えていただけないでしょうか。

(柿木彰事務局長)

最初の 65 億円の時に応札をされました新日鉄 J V さんが辞退をされたのは、会社側の判断として、辞退をされたものでございます。

また、82 億円で見直しをした時には、入札する、しないについては、当然その応札側の意思決定になります。ただし当時の条件としては、結局、工事費の見直しに伴いまして、仕様書の変更もしておりますので、先ほど理事長からありました計画をこれ以上遅らすわけにはいかないということで確実な応札、施工を担保とした条件の変更を付したというものでございます。結果としまして新日鉄さんの応札はなかったということでございます。決して、その中には、新日鉄さんを排除しようという意図はございません。

(濱門明典議員)

新日鉄さんも入札の条件が変わってですね、82 億円に変わったら辞退するというようなことはなかったんじゃないかなと思うんですよね。そういう入札に、参加できない何かそういう、あれがあったのかなとかそういうふうに疑わざるを得ない。初回、こうして入札に入ったとき、次回の時に外されるというようなことは、まずあり得ないことじゃないですか。話はいつてるはずですよ。それで今度新しくですね、入札されたことが急に変わるということがですね、どうしても私は理解できないんですよ。それで辞退された、今度は、上限額を変えましたと、これに入ってくださいと。そこに入札には入ってこないというのは、大体考えられないことじゃないですか。どうですか。

(柿木彰事務局長)

一般の入札におきましても、いわゆる入札不調、いわゆるその、落札者が決定しないケースがございます。その場合の方法としましては、仕様書を見直さず、契約金額、予定金額だけ上げて入札する方法。また、仕様書を変更して、予定価格は変えずにする方法。どちらも変える方法等ございます。そうした場合、結局その、仕様書を変えずに、契約金額だけを上げた場合は、1 回目の入札と同じ業者を指名するケースもあります。あるいは、例えばその工期が迫っていると、速やかな施工が必要な場合は、業者、いわゆるその機動力のある業者、ランクを上げて入札する方法も一般的にあります。

今回、見直しに当たっては、新環境センターの建設に当たっては、仕様書と契約金額を見直したものであり、またさきに答弁がありましたとおりこれ以上の遅れが許されない状況の中で、確実な施工の担保を求めて変更したものでございます。

一般の入札においても、結局、業者の入替え、指名業者の入替え等をするケースはあります。

(濱門明典議員)

仕様書にですね、最初の入札者は入れないような仕様書を作ったということですか。

(柿木彰事務局長)

結果として、新日鉄さんが入札に応札できない条件となったというのは事実でございます。

(濱門明典議員)

だからそこがおかしいんじゃないですか。必ずそういうところは連絡を取ってしっかりしたところで、仕様書を作り、やっぱり平等にやらないと、そこが入れないような仕様書を作ったら、もう最初から拒否するのと一緒じゃないですか。失礼じゃないですか。どう思います。もしおたくがよ、建設業者でですよ、そういうことをやられたらどう思います。

(柿木彰事務局長)

実際、その見直しに当たっては、先ほども申し上げましたとおり仕様書の大幅な見直しをしております。また契約金額の引上げもしている中で、結局当時の記録を見ますと、やはり、これ以上の遅れは許されない。確かに濱門議員がおっしゃるとおり応札側に立てば、そういう意識が、感想があらうかと思えます。ただし、いわゆるその新たな施設で、管内のごみ行政を推進しなければいけない発注者の側に立ちますと、当然、確実な応札、施工が担保される内容で発注するという考え方もあらうかと考えております。

(濱門明典議員)

それにしてもですね、最初入札された方に期限がどうのこうのという言い訳されますけどね、打診もしないでおってね、外すような、その仕様書を作る自体がおかしいんじゃないですか。まず、そこには両者を入れてちゃんと話をして、じゃあということで入札されるのが当然じゃないですか。私も単純ですからそういうことなんです。どうですか。そういうことはやられなかったのか。声もかけないで、仕様書を変えました、こうですよ、おたくはここに入りませんよとか、というようなやり方だったんですか。

(柿木彰事務局長)

見直しに当たって条件付一般競争入札をしたところなんですけど、1回目に辞退をされた業者さんと特段の連絡をするというのは、ほかの業者さんから見ればですね、公平性を欠く行為でございます。当然、1回目の入札をされた業者、また今後新たに入ってくる業者さんも、同じ条件で入札するのが、絶対要件ですので、そういった行為は行っていないところでございます。

(濱門明典議員)

そういうようなことだから、こうして、不正が起きたり、いろんなことをするんですよ。平等でなければ平等に物事というのをしていけないとガラス張りにしていけないと、こういうことが出てくるわけですよ。さきの議員、宮田議員がおっしゃったようなことがあるわけですよ。犯罪の間でつながり、人の命まで取ってしまう。今、国でもそういうことが平気でなされるんですよ。だから、監視をする人たちがちゃんと別団体でいて、そこは監視しないと、内々でやるからこういうことが起きてくるんですよ。こういうことをしっかりやっていただきたいと思えますので、今後ですね、しっかりこういうようなことがないように、やっていただけます

か。

(椎木伸一理事長)

先ほどの宮田議員のお話の中については私どもは承知してないところでございますけれども、議員、御指摘のように、やはり公平性というのはもう最大限、担保していかなければならないことでございます。

今回の場合は、この工事費の高騰等を理由に応募業者さんが辞退されて入札中止だったと、いうことがありまして、それに基づきまして施設規模や上限見積り額を見直したものであります。その結果として、企業さんが、入札ができなかったという結果を招いてしまっておりますけれども、この再三申し上げて恐縮なんですけれども、完成予定が1年も延びてですね、これ以上の遅れがもう許されない中で、確実なこの応札と工事の施工を担保するためには、ボイラー一式発電設備付きのストーカ式、でなければならなかったということでございますので、その点については、何も、故意に排除するとか、そういった意図でやったわけではございませんので、そこについては御理解を賜りたいというふうに思っておりますし、また今後についても、御指摘のように、公平、公正に入札等を行いながら施工管理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(濱門明典議員)

雄弁に答弁されますけれども、本当にハートを持ってね、誰が見てもあそこは立派だと言われるような北薩行政にさせていただきたいと思えます。

とにかく住民の税金です。みんな、我々もですね、そして、お金というのは市民の税金で払われてますね。やっぱりそれだけの仕事をせないかんから、やっぱりそこをちゃんと見張る立場にいるわけですよ。だから我々は市民住民のですね、下部として働くと、その辺、それに対して給付金をいただいているわけですから、しっかりですね、そこは肝に銘じてやっていただきたいと思えます。

質問を終わります。

(竹原信一議長)

白石議員から資料を配付したいとの申入れがありましたので、皆様の議席に配付してあります。それでは、白石議員の質問を許します。

(白石純一議員)

北薩議会の議員となりまして、初めての一般質問をさせていただきます。張り切ってまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問ですが、当組合での現行以外の事務処理の検討について、お伺いします。

今回の質問をさせていただくことに至りました思い、理由を、まず、御説明いたします。当組合を構成する2市1町は、経済、教育、生活の面で非常に、密接なつながりを有する、一つの地域社会です。これら2市1町の住民が共有する社会での様々な活動から得られる、それぞれの住民の利益や幸せは行政の垣根で分断されることで、非効率を生み出していることもあると考えます。高度経済成長時代、経済と人口が右肩上がり、全ての自治体の将来が明るく、

自立が約束されていた時代に確立された、現在の行政システムでは、これからの人口減少の局面で、多くの無駄や非効率が積み重なることで、手後れになりかねない時代に、突入する可能性があるのではと考えています。

そこで、この2市1町に共通の社会課題のいくつかは、2市1町が一つとなり、解決を探ることで、それぞれが考え、実行するよりも効率よく、解決できる可能性が高まり、住民の利益、ひいては、2市1町の利益になるのではと考え、四つの観点から、協働、協力して働く、協働の取組を提案させていただくものです。

まず、(1)、将来の少子化で予想される公立高校、主に県立高校ですが、この統廃合に備え、2市1町で必要とされる組合立高校の構想を検討する考えはないでしょうか。

次に(2)、青少年の人材育成、起業、起こす業ですね、販路拡大支援、婚活支援などの、地域振興の取組を検討することは考えられないでしょうか。

そして(3)、観光推進のため、当組合を基軸とした公民共創、共に創る共創ですね、公民共創による地域連携DMO。DMOは観光まちづくり組織の事です。このDMOでの取組を検討してはいかがでしょうか。

最後に、(4)、市町税の滞納整理を行う租税債権管理の取組を検討するお考えはないでしょうか。

以上です。

(椎木伸一理事長)

白石純一議員の御質問にお答えいたします。

地方公共団体における事務の共同処理につきましては、地方自治法に基づくものとして一部事務組合、広域連合、機関等の共同設置などがあります。一方地方自治法に基づかない任意の形態としては、職員の相互併任や協定による事務の共同処理などが挙げられます。

御質問のありました組合立高等学校につきましては、その沿革を見ますと、各地域において歴史的な背景、事情があって設立されたものと推察しております。学校の運営には校舎等の施設の維持管理経費に加えまして、教職員等の任用、人件費、教育委員会の設置など、行政コスト、組織運営の観点からも課題が多いことから、本組合立の設置については考えていないところでございます。

次に、地域振興策についてお答えいたします。青少年の人材育成につきましては各構成市町の教育委員会に限らず、首長部局でも取り組んでいるところであります。また、起業、販路拡大支援、婚活支援などの地域振興策につきましては、主に、市長部局の企画、商工水産観光、農政など、幅広い部門で取り組んでおりまして、地域振興策の裾野は広く、組織を横断した幅広い実施体制が必要となります。また、本組合での取組となりますと、当該事務は構成市町の権能から除外され、一部事務組合に移管されることから、本組合での共同処理はなじまないものと考えております。

次に、公民共創による地域連携DMO、観光まちづくり組織についてお答えいたします。現在、各構成市町においては、観光地域づくり法人DMOはないところでありますが、各市町の総合戦略や観光基本計画等に基づき、観光振興の取組の体系化や、既存組織の法人化、一本化が図られておりまして、観光地域づくりの拠点となる組織づくりが緒についたばかりであります。まずは、構成市町におけるその成果を見極める必要があるとも考えております。また、一

部事務組合の構成団体は、地方公共団体に限られ、民間組織を含めた制度設計がなされておりません。

次に、滞納整理の広域化についてお答えいたします。現在、滞納整理につきましては市町間連携として薩摩川内市、阿久根市、出水市、長島町、及び、さつま町の五つの市町で、税務職員を併任発令する形で取り組んでいるほか、鹿児島県とも同様に税務職員を併任発令し、滞納整理に取り組んでおります。既に当組合の管内に限らず、より広域的な取組が図られているところでもあります。

当組合での現行事務以外の広域処理について質問があったところでございますが、市町村間での広域連携による共同処理は、人口減少が続く中、今後の事務執行を確保していく上で、選択肢の一つとして排除するものではございませんが、共同処理を行うかどうか、あるいはどのような形で行っていくかは、本来、実際の事業を担う市町村が自ら試行錯誤しながら、地域にとって最適な執行体制を追求する中で、決定していくべきものであり、まずは当該市町村自らが自主的、主体的に検討していくものと考えているところでございます。

以上です。

(白石純一議員)

4点につき、共通する点は、それぞれの市町でまず取り組むことが先決だという趣旨だったかと思えます。

実は今までの取組がですね、この2市1町での、やはり、人口減少を元にした、経済の低迷、疲弊を招く結果にも、一因となっているのではないかと。つまり、2市1町という、地域で取り組んだ方がよりそれぞれの市町に、効果があるものがあれば、積極的にそれを見つけて取り組むべき時代に来ている。これまでの延長線上の自治体経営ではもはや生き残れなくなる時代になってきているものと思ひ、それぞれの点について、さらに質問させていただきます。

まず、(1) 高校教育のことですが、まちづくりは人づくりからというお考えは恐らく、3首長も共通のお考えだと思います。組合立高校はコストなどの点で課題があり、考えられないということでした。私は組合立高校という形態に必ずしもこだわるものではありません。趣旨は地域から高校が減っていく、なくなることが、地域の人づくりの面で大きな課題になると考えます。我々2市1町が、地域のために、真に必要とされる人材を育てるために、県主導ではなく、我々2市1町が考え、この地域に必要と考える、魅力あふれる高校を我々の手で編み出し、我々の手で運営することは、この地域のために望ましいことだと考えます。2市1町に現在ある五つの公立高校は、いずれも生徒集めに、御腐心をされ、生徒減少が続けば、ゆくゆくは、県は廃校や統合の方向に動くことが想像できます。その統廃合対象となる可能性のある複数の高校を一つの組合立高校として、我々2市1町が、その高校の在り方、教育方針を考え、魅力ある高校として、再出発させることもできると考えます。今すぐにこうした手段に動き出すという提案ではありません。制度論ではなく、2市1町でこうした選択肢も含めた、調査研究を子供たちのために、我々の宝であるこの地域の子供たちのために、徐々に検討を進めると、いうこともできないでしょうか。お伺いします。

(椎木伸一理事長)

白石純一議員のおっしゃるとおり、人材育成というのは、大変、地域振興にとって重要なも

のであるというふうに認識しております。学校は地域の活力の源としての灯であるということは、重々認識しているところでございますけれども、白石議員の当初おっしゃったそのいわゆるこの構想の出発点の違いですね、そこがございまして、私どもも、各市町の方で、そういったことを十分吟味しながら、お互いにその共通の問題点、課題、そういうものが見出せて、将来に向かって、そういった構想に進まなければならないというような状況が、共通の認識として整った際は、そのような対応もしていく必要があるかと、いうふうには認識しておりますけれども、まずは各構成の市町でいろんな議論をしながら、その課題等の解決等をまずは探っていくことが必要ではないかなというふうに考えているところでございます。

(白石純一議員)

理事長のお考えも私の考えも目標は同じだと思うんですけども、まずはこれまでの各市町での取組をさらに進めてという、これまでの延長線上のことでは遅々として進まない、つまりスピードをもって、これから変わり行く、変貌の激しい時代において、高等教育についても、スピードをもって対応していかなければ手後れになるのではないかと考えます。我々2市1町の手任せられる高校は、例えば分校制度にしてもよいでしょう。そうすれば、地域から高校が消滅することなく学ぶ場は2市1町管内、広域で維持できる可能性があります。高校の学ぶ場が、現在、通信制のN高等学校以外にはない、長島町でも、この組合立でしたら分校は設置の可能性があります。

御手元の資料(1)の①を御覧ください。この調査によれば、地域から高校がなくなること、人口減少の速度が高まり、それらの結果、地域の経済効果に大きなマイナス要因が発生するとの結果が示されております。この資料の①下段、能登高校が廃校にならないことで、経済効果は、約20億円と試算されています。現在、公立高校のコースや事業内容は変更もなされてきておりますが、基本は戦後の高度経済成長時代に礎ができたもの、当然、これからこの地域が自立して、地域経済、地域社会の強靱化を図るためには、これから、この地域に必要な高校教育で、この地域に必要な人材を育てることで、重要な人づくりをするという行政の責任がますます重要になってくるものと考えます。県にだけ頼っては、その目標は実現されないのではと思います。

ではこの地域に必要な高校教育はどのようなものか。私はまず、起業家、業を起こすですね、起業家精神を育てる教育だと思います。次に、この地域の基盤産業である農林水産業を未来に発展させるための学び、そして、今後この地域に新たな成長分野として期待される観光サービスに関する学びが主な分野だと思います。起業、起こる業なくして、新たなビジネスは生まれません。水産業は、これからは養殖にも注力しなければなりません。畜産は、この地域でしたら養鶏が不可欠な農業ですが、現在の農業系のコースでは、牛の飼育は、実地を通し学びますが養鶏は深く学んでいないようです。観光を磨けば大がかりな投資不要で外資、生きがいという意味の外資の稼ぎ頭にもなりうるでしょう。北海道では、道立高校が公立高校に置き換えられる例が近年増えています。それは、廃校の危機も追い打ちをかけ、地元に必要な高校教育は地元が責任を持ち、人づくりをするんだとの強い意思のあらわれだと思います。高校内に生徒が運営する、レストランを設けたり、民間のビジネスマンを校長に任命するなどユニークな取組を図っておられます。資料(1)の②はその1例で、北海道大空町が二つの道立高校の統合を機に、町立の高校として、再スタートを切ったものです。また北海道に限らず、過疎地の県

立高校の中にも、資料（１）の③で紹介する島根県隠岐海士町の高校のように、全国、世界から生徒を集め、進学実績などでも成果を上げている例もあります。

出水市には、市立の商業高校がありますが、今後の少子化で、市の運営も決して将来が明るいわけではないのではと推察します。出水市立とはいえ、阿久根市からも、長島町からも、多くの生徒が通っています。この地域の高校教育の課題を、２市１町で解決するための努力、施策はこの地域にプラスさえあれ、決してマイナスになるものではないと考えます。この２市１町で高校の在り方を、共に働く、共働で考えるスタートを切られてはと考えます。理事長のお考えをお伺いしましたので、もし可能であれば、副理事長、理事からも、御感想でも結構ですので、御意見伺えればと思います。いかがでしょうか。

（西平良将副理事長）

２市１町で作る新たな教育に関するプラットフォームを作りたいというような趣旨での話じゃないかと考えます。

先ほど理事長の答弁でもありましたとおり、現在、この地域においては、出水の市立を含めて、県立高校等々ございますが、その少子化の問題というのはやはり大きな課題だとは、地元の自治体としても考えているところでございます。私がおります阿久根市においては、一つの高校ございますけども、その高校の特色を生かすための活動というのをいろいろ行っておりますが、この地域全体として考えるには、どういったプラットフォームがいいのかっていうのを、今、私この時点でちょっと答えられませんので、必要な課題であるということは十分認識をしているところでございます。以上でございます。

（川添健理事）

先ほど御提案をお聞きしておりまして、大変ユニークな考えだなと、そういうふうな考えを持っております。ただ、高校ということになりますと、今、全体の人数が、生徒数が足りないう中で、長島高校も廃校になったわけでございますので、この地区内でこういうキャパの確保ができるのかといったようなことも考えているところでございます。ただ、私どもは、もっと広くこの出水地域全体を国際的な位置づけとして、国際産業大学を誘致したらどうかと、一部の議員の方々等々、例えば、別府市にございます立命館の大学等も研修に行った経緯もございませぬ。ただ、そういうふうな大がかりなところになりますと、やっぱり市が２００億円とか、そういうふうな寄付をしているというような実情もございまして、なかなか手も足も出ないという状況で、足踏みをしているようなところでもございます。そういうふうなことを踏まえますと、やはり、民間ベースでそういう話合いをしていただく、議員の方々も含めて民間ベースで、そういうふうな話合いをしていただいて、県を動かし、国を動かして、国際大学の誘致とか、そういうふうなものも面白い構想ではないかなあという活性化に役立つのではないかと、そういう感想も持っております。

（白石純一議員）

ありがとうございました。

３理事の方からも恐らく目標は私と一にさせていただいている思いを十分お聞かせいただきました。これをぜひですね、高等学校含め、今、川添理事からもお話ありました大学教育も含

む高等教育をこの2市1町でもさらに考えていく契機としていただければ、この質問の意義があったかと存じます。

次に(2)組合でこの青少年の人材育成等もできないかということです。これについてのお答えも、やはり各市町でそれぞれ今やっておられるということでした。もちろん、それぞれで頑張っていたきたいわけですが、この地域支援をですね、地域振興を広域事務組合で取り組んでいる例は資料の(2)の①から④を御覧ください。簡単に御紹介しますと、奄美の広域組合では、U、J、Iターン等の誘客促進、起業家育成、また研修事業、これは公務員の方への研修事業ですね。また観光物産、そして産業連携、次の②、ひむか共和国。これは、事務組合をひむか共和国という国に例えてですね、内外に1自治体として、独立しているんだよというようなイメージを発信されているようなネーミングかと思いますが、こちらでも、医療人材育成事業、大学との交流事業、児童生徒の体験事業、婚活支援事業などを行われております。また、③のこれは高知県の高幡という地域の例ですが、中学生の海外研修、短期留学の事業もこの組合で促進されています。ここでも婚活事業もやられています。観光活性化事業もやられています。④の福岡県田川広域定住自立圏。これ組合ではないんですが、共通で給付型奨学金を支給される事業をされておられます。

当組合でも、このように、様々な事業を参考に、他組合のですね。現行以外にも取り組むことで、より効果が期待できる事業がないか、検討する余地は十分あるのではと考えます。これら事業を共有化することで、それぞれの自治体が単独で行う場合に比べ費用の節約が確実に生まれますし、地域全体の発展が、それぞれの自治体の発展にもつながります。例えば、婚活事業は、広域に広げるだけで、出会いの場も広がるわけです。これらの例を研究し、当組合でも、検討してみようかという思い、今、実例を紹介させていただきましたので、そういった思いはございますでしょうか。これも、もし可能でしたら、3理事のお考え、御感想をお聞かせいただければと思います。

(椎木伸一理事長)

答弁については代表して申し上げたいと思いますけれども、白石議員のおっしゃる趣旨はよく理解できます。おっしゃるように、目的というか、到達点は一緒だというふうに共感いたします。

これらは、奄美群島の広域事務組合にしても、ひむか共和国にしても、それぞれ地理的あるいはいろんな歴史的背景、経緯等があつての設立ではなかったかなというふうには思っておりますけれども、効率的な行政執行を行う面では非常に有効な取組だというふうに認識いたします。議員がおっしゃるように、スピード感をもった対応をしていく時代だとおっしゃるのもよく理解をいたします。まずは各住民の理解を得られるものでなければならないということであり、それぞれの構成自治体の、認識も同じ方向でなければならないというふうに思っております。このような条件が整えば、出発しなければならないような事案だというふうに考えているところでございます。ただ、この広域事務組合で、私どもから発で取り組むということよりも、まず、その前の時点で、各構成市町で、いろいろ協議をし、その中で取り組むべきものがあれば住民等の理解を得ながら取り組んでいくべきものというふうに、まずは出発点がそこではないかなというふうに思うところでございます。

(白石純一議員)

おっしゃるとおりですね、基本は各市、町ですけれども、各市、町から言ってくるのを待っているということも一つの方法ですが、それが今までの行政のやり方で、そこでやはりスピード感に欠けることになっているわけで、せつかく、3首長がこうやって、時間を取られる組合があるわけですから、そこで話し合いいただいて各市、町と一緒にやろうかというような、ぜひ提案をしていただいた方がはるかにスピード感が出るものと思いますのでその辺り、ぜひ、御検討いただければと思います。

次の質問(3)観光に関してですが、これも各市、町でそれぞれの観光に関する観光を推進する組織があるということでその成果を見極めたいということでした。よく観光連盟とか、観光何とかという団体がほとんどの自治体にあるわけですけれども、DMOっていうのは何の略かというと、デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション。

デスティネーションは目的地、観光目的地ということです。観光地と何が違うか私なりの解釈ですけれども、例えば、何とかランチを提供する、料理を提供するというキャンペーンをよくやります。共通でやりますけれども、これは日帰りでも十分、お客さんは。主に日帰りの方々がターゲットですよ。デスティネーション、目的地というのは、そこに目的として、滞在する宿泊するということが、デスティネーションの大きな意味合いだと思っています。そこを前提にして、次の質問に移ります。

公民競争による地域連携DMOの取組に関しましては、出水市は昨年、ラムサール条約に登録され、観光面でのメリットも大いに期待されているものと推察します。長島町は、花の町やブリの町として、県内外でますます名性を高められておられますし、阿久根市もウニや伊勢えびなどの食や自然で観光基軸としたまちづくりを進めています。コロナ禍で減速はしましたが、アジア諸国の経済成長や国内外の格安航空会社LCCの台頭を追い風に長期的には言うまでもなく観光の地域経済に果たす役割は大きくなると思います。かつてバス1泊圏の団体旅行客より、より遠方から来られる個人観光客の方がその目的地に魅力があれば、滞在時間日数を伸ばし、それに伴いより大きな消費で地域にお金を落としていただけです。より遠方から来られる観光客が、より広域をめぐる傾向にあることは我々が旅するときを考えても、自明のことではないでしょうか。つまり、より遠方から来ていただいて、より消費をしてくれる可能性のある観光客は、出水市にのみ滞在するより、近隣の阿久根や長島もめぐり、魅力的な宿があれば、このエリアに宿泊する可能性もお持ちになれる観光客です。しかし現在では、出水市、阿久根市、長島町の観光推進は、行政として、連絡の協議会はありますが、基本的に、それぞれの予算でそれぞれが促進しようとしている状況である。かつて私が民間のホテル会社におり、国内外でのマーケティングも経験したことから見ると、エリアと地域としてのマーケティングは、皆無と言ってもよいレベルだと思います。出水、阿久根、長島の現状のそれぞれの知名度、イメージは、鹿児島県の観光目的地としては、指宿や霧島にかなうはずはありません。

エリアとして3自治体の良さと、3自治体の予算、知恵を集結し、一つのエリアとして売り出すことが必要です。デスティネーション、目的地としてです。それには3自治体に加え、民間の出資も組入れた地域連携DMOが必須となります。これまで、観光庁が進め、国の対外的PRに組み込まれた国の補助金モデル日本版DMOへ登録された団体は、昨年11月時点で全国で213団体、登録前の広報団体が90団体、計300団体以上、国が認めようとしているDMOが生まれています。この地域には、国が基準を設けたDMOがございません。欧米では、

観光DMOのない観光地はないと言っていいでしょう。現に私が担当したホテルも観光DMOの恩恵を、大変大きく受けておりました。2市1町と民間を巻き込んだこうした地域連携型のDMOの組成が急務だと考えます。資料（3）の①は、地域連携DMOの1例、鹿児島県の大隅地区での取組、また、資料（3）の②の奄美地区では、地域連携DMOは既に組成済みですがそれに加え、広域事務組合でも観光事業を促進しています。私たちのこの地域は現在、北薩、あるいは北薩摩と呼ばれていますが、東京や大阪の観光客が南国薩摩に旅行を計画する際に、南国薩摩の北、北薩摩、北薩に惹かれるのでしょうか。南カリフォルニアには行ってみたいですが、北カリフォルニアと聞いて、南国のイメージは膨らむのでしょうか。答えはノーだと思います。このエリアを観光地として売り出すためには、北薩摩、北薩ではなく、薩摩の玄関口の意味も包含する上薩摩と呼んだ方が地理的なイメージに加え、歴史的、文化的な、イメージも膨らむのではないのでしょうか。

出水は言うまでもなくツルの町です。長島の行人岳から、見られるツルの北帰行も大変、見応えがあります。一方で、阿久根は海岸線がウミガメの産卵地です。当エリアを一つにまとめる地域連携DMOの名称として、薩摩藩の歴史や文化、そして、おめでたさをイメージする鶴と亀そして長島町のブリを加えた、上薩摩鶴亀ブリの地域連携DMOという名称を提唱します。秋田県には、秋田犬ツーリズムというDMOがあり、秋田犬がそのシンボルとして、国内外から観光客を集めております。

お伺いします。地域連携DMOの組成について、当組合で検討を始めることに、再度、強い意思があらわれるかどうか、お伺いします。

（竹原信一議長）

ここで暫時休憩いたします。

午後1時まで休憩します。

午前12時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

（竹原信一議長）

議事を再開いたします。

（椎木伸一理事長）

地域DMOの組成について、強い意思はないかとの趣旨の御質問でございましたけれども、観光の推進につきましては、白石議員御指摘のように、現在の観光推進というのは、広域的かつダイナミックと申しますか、広域的に取り組んでいく必要性というのは十分に認識しているところであります。

答弁で申し上げましたように、それぞれの地域で組織の一体化等を図っておりますし、また県におかれても、広域的な観光への取組を推進されていらっしゃる中でございますので、まずは、それらの成果を見極めていきたいというふうには考えておまして、今のところ、積極的な広域行政事務組合としての、取組の意思というものはないところでございます。

(白石純一議員)

おっしゃるようにですね、各市、町でやるべきことはやると、他のDMOを拝見していると、広域のですね、広域のDMOを拝見しますと、各市、町に、観光連盟等の観光推進組織があり、それらの上部に今それらが加盟する広域のDMOという組織を設けることが多くございます。

もちろん各市町で頑張ることとですね、それらをまとめて一つの観光法人として、この地域に経済効果、お金を落とす仕組みを作るということは、もうやらなければ時代遅れになるような段階に来ていると思います。

例えば、薩摩川内市、薩摩川内自体は大変広うございますが、薩摩川内市は単独で、国が認める、国が基準を定めたDMOを登録済みでございます。そして、伊佐市とさつま町は1市1町で広域としてのDMOを申請済みであります。したがって、このうち、我々2市1町の取組が、そうしたところと比べてもちょっと見劣り、スピード感に欠けるのではないかという気がしますので、ぜひ、これを機に、3首長でもお話をいただいてですね、前向きに検討していただければと思います。

最後の項目、(4)の未納税金の回収の件ですが、資料(4)の①を御覧ください。伝説の税金Gメンが地方の租税債権回収機構のトップにという記事でございます。市役所や町役場の税務課の租税回収部門のトップにこうしたその道で長年経験を積んだ専門家が外部から就任することはまず、ないのではないのでしょうか。市役所、町役場の組織であれば人事異動でなかなか専門家が育ちにくいわけです。言わば、脱税のプロのような住民に対峙するためには、やはり税金回収のプロが望む方が回収が進むであろうことは想像に難くありません。

資料(4)の②を御覧ください。前年までの未納租税債権の徴収率を、高知県の事務組合の管理機構では、当初35パーセント、赤線の部分ですが35パーセントに目標を設定し、実際には、この未納滞納債権の50パーセント超の徴収率を達成しております。ある自治体税務課では、ある年の前年までの租税債権回収率を伺ったところ20パーセントに満たなかったとのことです。滞納債権の50パーセント以上を回収することは、専門性を持って、債権回収に当たっていることで実現できるのではと推察します。

そうした役割を当組合が作る機構で担うことで、各自治体の租税回収率が上がり、費用削減にもなるでしょう。先ほど、我が地方では、鹿児島県も含め、共同でですね、併任という形で職員を充てて、租税の債権回収に当たっているというお話はいただきましたが、果たしてこの租税債権回収機構の成果をですね、具体的にデータとして比べていただき、また、各市町での費用の削減効果等も鑑み、事実として、どちらがより税金を徴収できるのかという調査、研究を進めてはじめてこういうふうにしたいというべきかと思っておりますのでその辺りもぜひ調査研究を進めていただきたいと存じますが、改めて、理事長すいませんが御意見を賜ればと思います。

(椎木伸一理事長)

滞納整理等の租税関係につきましては、白石議員おっしゃるようにですね、私は先ほど、答弁でも申したように、地域の5市、町の方で併任発令等しながら共同でやっている部分、それから、県と連携しながらですね、県民税、市民税、住民税等を併せて、効率的にやろうという

ことでの滞納整理等を今実施しております。白石議員が御披歴いただきましたような、組織を作ってですね、やった方が効率的なのかあるいは徴収率が上がるのか。その辺はいろんな状況等、県や国の状況等も含めて、研究していかなければならないというふうには考えておりますけれども、まずもってこれにつきましても、構成市町の方で、租税というのは我々行政の根幹をなす財源でございますので、その辺で、まずは、どのような、徴収の方法、組織がいいのか、そこをまずは協議しながら取り組んでいくべきものと、いうふうに理解をしているところであります。

(白石純一議員)

4点質問させていただきました。今の組織では、もちろん、この組合の所管に入っていないわけですから、検討も難しいと思いますが、実際に他の組合ではですね、青少年の育成や婚活などの、あるいは起業、起こす業等の支援も組合でやっておられますし、もちろん観光についても、組合、もしくはDMOでも共働をしてやられております。

滞納債権の債権管理も、実際にやられているところがあるわけですから、そうした取組を、ぜひ研究していただいて、すぐに来年度からでもやるということではなくてですね、まずは、こういったことが考えられないのか、調査研究していただき、ただし、遅れないようにスピード感をもってやるときは、検討もですね、調査検討も、スピード感をもって行い、すぐに取り組める、スピード感を大切にしていいただければと思います。

また公立高校を組合立にということ、確かに県内では特に、事例はないようではすけれども、ファーストペンギン、最初に飛び込むペンギンがいなければ、社会課題は解決しないということも事実でございます。当然、勇気には絶えずリスクも伴うわけではすけれども、最小限のリスクに抑え、リターンの方が大きいと判断できるようであればぜひ、地域、市、町だけではなくて、この地域の経営者、そして3首長が協働して、この地域経営に他地域との、地域間競争もこれからますます厳しくなると思いますのでぜひ御協力され、前向きに検討していただくことをお願いします。

そして、我々組合の議員の皆様にも、こういった他の事例も参考に、勉強を続けて一緒に勉強していきたいという思いをお伝えしながら、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(竹原信一議長)

以上で質問者の質問が終わりました。

《日程第2 議員の派遣について》

(竹原信一議長)

日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第165条の規定により、御手元に配付しました議員派遣についてのおとり派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと認めます。議員派遣については、御手元に配付しました議員派遣についてのおり派遣することに決定しました。

《閉 会》

(竹原信一議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和3年北薩広域行政事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。

午後1時9分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____